

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	309	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣について委託等ができるよう学校保健安全法第23条の改正を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いしている。しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があり、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じている。なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。

【制度改正の必要性】

総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことによって、地域差による学校医等の任命に係る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現することができる。

根拠法令等

学校保健安全法第23条
労働基準法第24条

各府省からの第1次回答

学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている通り、学校保健計画・学校安全計画の立案に参加すること、学校における児童生徒等の健康相談に従事すること、感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行うことなどが職務であり、その職務の遂行にあたっては学校、教職員、児童生徒等と極めて密接な関係性を築き、学校及び地域の実情に合わせた対応が必要である。そのため、学校医の職務の性質から、原則として個人への委嘱を通じて学校の設置者が学校医を選任することを前提とするものの、学校医の確保が困難な場合において、医療機関等への委託を通じて派遣された医師により学校保健に係る事務に従事させることは制度上可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の「現行制度で委託可能な学校保健に係る事務」とは、「健康診断等一部の学校保健事務」であると理解しているが、今回の提案の趣旨は、必置とされる学校医の確保が個人への委嘱(学校保健安全法第23条による)では困難な場合、学校医自体の派遣を医療機関等への委託により可能にしていきたいというものであり、認識が異なっていれば、改めてご検討をお願いしたい。また、その結果、学校医自体の委託が不可能なのであれば、個人にしか委嘱できない理由をお示しいただくとともに、過疎地域等での開業医不足を踏まえ、柔軟な対応の可能性についても検討をお願いしたい。さらに、仮に学校医の委託が制度上可能であれば、根拠等を含め通知により周知願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

真室川町、長野県、大田市、豊田市、八幡浜市、福岡市、大阪狭山市

○具体的な支障事例】法23条により学校医・学校歯科医・学校薬剤師は学校の非常勤職員の位置づけとなっており、月額報酬を支払っている。しかし、医師・歯科医師・薬剤師としての勤務があるため、学校での勤務は年間で1～数日の勤務である。年間数日の勤務実態に対し、月額報酬を支払っている実態がある。

○選択肢が広がることで、学校医等の確保が容易となる。

○【支障事例】

①宮城県同様、医師会を通じて委嘱をした学校医が開業医ではなく総合病院勤務医の場合、医療機関側から、学校医個人ではなく医療機関へ報酬を支払うよう要望されたことがある(当該医療機関には、法解釈について医師会を通じて説明いただき、承諾された)。

②児童生徒の定期健康診断における眼科検診、耳鼻咽喉科検診は、それぞれ学校眼科医、学校耳鼻咽喉科医の職務として実施いただいているが、学校眼科医、学校耳鼻咽喉科医の人員不足により、法に規定された期間内に全ての児童生徒の検診が行われない弊害が生じている。

【制度改正の必要性】

法改正により、学校医等を総合病院等の医療機関から派遣していただく委託形態が実現できれば、上記②で挙げた支障は解消される可能性が高い。

○委嘱の方法として委託契約を求められることはほぼないが、学校医から報酬の支払方法に関する要望が寄せられることが多い。具体的には、報酬の振込を個人名義の口座ではなく病院等の口座へ行ってほしいとの要望が毎年寄せられている。現状では個人名義の口座にしかできないと説明を行っているが、場合によってはこのことを理由に学校医を辞めたいとの申出につながることもあり支障を感じる。

学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等が可能になれば、病院等の口座への振込も可能となり学校医の要望に応えることができる。

○総合病院の勤務医に委嘱している。今後このような事例が起りうると想定される。

○医師会を通じて開業医に依頼しているが、人数に限りがあり、複数校を掛け持ちしていただいている。また、検査日の日程調整も難しい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の個人への委嘱の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、医療機関等に委託することを許容すべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

そもそも地域に医師がないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合に、学校医の代替手段として病院への委託を通じて医師を派遣し、学校医と同様の職務を行うことは可能である。

なお、本回答については、通知等の手段を通じて各教育委員会に情報提供してまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(5)学校保健安全法(昭33法56)

学校医の委嘱(23条)については、地域に医師がないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。